

法人市民税の非課税判定表

管 理 番 号	
法 人 名	
事業年度又は連結 事業年度	年 月 日から 年 月 日まで

収 益 事 業 か ら 生 じ た 所 得 金 額 の 計 算	法人税の課税標準となる所得金額 (法人税明細書別表4「所得金額又は欠損金額」欄の金額)				
	加 算	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額 (法人税明細書別表14(2)「その他の寄附金額」欄に含めた金額)			
		不 算 入 し た 金 額 と し た も の 金	受取配当等の益金不算入額 (法人税明細書別表4「受取配当等の益金不算入額」欄の金額)		
			還付法人税額等 (法人税明細書別表4「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額」欄等の金額)		
		計 (+ + + +)			
	減 算	不 算 出 し た 金 額 と し た も の 金	寄附金の損金不算入額 (法人税明細書別表4「寄附金の損金不算入額」欄の金額)		
			損金不算入とした法人税額 (法人税明細書別表4「損金経理をした法人税等」欄の金額)		
			損金不算入とした納税充当金に含まれる法人税額 (法人税明細書別表4「損金経理をした納税充当金」欄の金額のうち、法人税に充てた金額)		
		計 (+ + + + +)			
	収益事業から生じた所得金額 (+ -)				
判 定	× $\frac{90}{100}$ (1円未満の端数は切り捨ててください。)				
	の金額が	の金額	以上である場合 …… 非課税 未済である場合 …… 課税	どちらかに を付けてください。	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算書 ・ 法人税申告書 (別表1(2)) ・ 法人税明細書 (別表4) ・ 法人税明細書 (別表5(2)) ・ 法人税明細書 (別表14(2)) 				

(注) 法人県民税及び法人市民税は、損金不算入項目として減算することはできません。